

令和 6 年度 第 1 回国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時・場所

令和 6 年 10 月 24 日(木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分
中央公民館 2 階 中会議室

2. 出席者

委員：公益代表 高橋 敦子、田中 寛孝、倉田 美恵子、清水 辰夫
医療機関代表 宮本 史生、近藤 由幸、塚本 幸夫
被保険者代表 河村 京子、鈴木 民樹、荻部 美恵、松井 敬一
(欠席：医療機関代表 神谷 雅人)

事務局：寺田保険健康部長、鈴木国保医療課長、毛受国保年金係長、
加藤主査、川合主事

3. 報告事項

- (1) 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計の決算について
- (2) 令和 6 年度国民健康保険税の課税状況について
- (3) 国民健康保険税の税率と賦課限度額の推移

4. 諮問について

国民健康保険税の改正について

- (1) 基礎課税額（税率等）の検証について
- (2) 課税限度額について

5. 概要及び経過

(午後 2 時開会)

進行：鈴木国保医療課長

- (1) 市長あいさつ
- (2) 市長より会長に諮問書の授受
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議事録署名の選任

議事録署名：倉田委員、河村委員

報告事項及び諮問の概要は以下のとおり

事務局：(事務局より、委員・事務局の紹介)

市長：紹介の際に委員の中で、運営協議会の内容について理解が難しいという声がありました。具体的にはどのような点でしょうか。

委員：過去に開催された本協議会において、税率は毎年 3.7% ずつ引き上げを行うという方針でした。しかし、昨年度のように、急遽何倍も税率を引き上げるという結論に至ってしまうと、今までの議論に意味がないように感じてしまいます。

市長：今まで保険適用外であった高額な医薬品や治療が保険適用になるなど、数件の保険適用で療養費が高額になる場合もあるため、歳出見込が難しい状況です。年々増えてきている療養費に対応するため、令和 6 年度は保険税率の大幅な引き上げが必要な状況において、引き上げ幅を抑えるため一般会計からの繰り出しを行いました。しかし、特別会計は「独立採算制」というルールがあります。一般会計からの繰り出しは国民健康保険加入者以外の市民の税金も投入していることから、市民への理解も必要となり、知立市議会でも繰り出しそのものや金額の是非が問われています。そのための折り合いを、この審議会で議論していただきたいと思います。

委員：最終的に一般会計からの繰り入れ額はいくらでしょうか。

事務局：1 億円です。

委員：一気に税率を上げることになるのであれば、当初から、毎年 5% くらいの引き上げを実施していたらよかったのではないかと思います。

市長：今日はそのような点についても議論していただければと思います。

報告事項(1) 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計の決算について

会長：報告事項(1)「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計の決算について」を事務局から説明してください。

事務局：報告事項(1)「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計の決算について」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員：歳入のうち、後期高齢者支援金や介護納付金は、外部に納めるものですか。

事務局：愛知県に事業納付金として納め、愛知県が国に納めるものになります。

委員：それらを負担する割合は決まっていますか。

事務局：国から愛知県の割り当てが決まっており、そのうち市町村ごとの割合が示されています。市町村は、被保険者に納めてもらった保険税を納付金としておさめます。

委員：特定健康診査事業費について、受診率が伸び悩んでいることについて、分析はしていますか。

事務局：40～50 歳代の健康である方においては受診率が低い結果であることがわかって

います。対策として、電話勧奨やハガキにて未受診者への再勧奨、集団健診のPRなどを行っています。

委員：昨年度も意見を述べさせていただきましたが、知立市だけでなく刈谷市の医療機関でも受診できるよう検討してほしいと思います。

事務局：引き続き検討します。

報告事項(2) 令和6年度国民健康保険税の課税状況について

会長：続きまして、報告事項(2)「令和6年度国民健康保険税の課税状況について」事務局から説明してください。

事務局：報告事項(2)「令和6年度国民健康保険税の課税状況について」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員：自身の保険税の増額率は、資料で示されている増額率と異なるが、どのように算出された増額率でありますか。

事務局：増額率は平均で示しており、一律の増額率ではありません。資料で示した増額率より高い方、低い方の平均した増加分が資料の増額率になっています。

委員：1世帯当たりの課税と1人あたりの課税と記載がありますが、世帯で記載がある理由はどのような理由でしょうか。

事務局：国民健康保険税は世帯主課税です。国保加入者1人あたりの額を明示しているわけではなく、1人あたりにかかる均等割額も併せて世帯主に課税されます。そのため1世帯あたりの課税額の記載をしています。

報告事項(3) 国民健康保険税の税率と賦課限度額の推移

会長：続きまして、報告事項(3)「国民健康保険税の税率と賦課限度額の推移」を事務局から説明してください。

事務局：報告事項(3)「国民健康保険税の税率と賦課限度額の推移」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員：もともとは、毎年3.7%ずつ税率を上げるという話でしたが、その話は白紙になったという理解でよろしいでしょうか。

事務局：令和2年度から令和4年度までの3年間、コロナの影響により税率の引き上げを留保していたことで、基金が枯渇してしまいました。よって、令和6年度は一般会計からの繰り入れと税率の引き上げを実施しました。3.7%ずつの引き上げはという話は結果的になくなってしまった状況です。

委員：この先も、税率は引き上げを続けざるを得ない状況でしょうか。上限はありますか。

事務局：知立市においてはまず赤字を解消するための引上げを行い、その後は県の示す標準税率に合わせていく必要があると思います。また、税率を引き上げなけれ

ばいけない状況には、収納率が低いことも影響しています。収納率が低いことにより、県の標準税率以上に引き上げ、収入を確保しなければいけないという状況も考えられます。

委員：一般会計からの繰り入れに返済の必要はありますか。

事務局：返す必要はないものです。

委員：知立市の収納率は、近隣市の中ではどのくらいの水準でありますか。また、各市の税率は、それぞれの人口割合で変化しますか。

事務局：収納率は近隣市の中では低い状況です。税率は、被保険者数によってかわる部分もありますが、応能割である所得割と応益割である均等割・平等割がおおよそ 55：45 として、被保険者の人数や世帯数、収入所得で税率を導き出します。

会長：令和元年から令和 4 年までは、ほぼ同じ税率で推移している状況です。このあたりで将来を見込んで税率設定していることで、現状かわっていたかもしれません。1 か月、県に対してどのくらい支払いをしますか。

事務局：約 1 億円です。徴収した保険税から県への納付金を支払いますが、収納率が下がると支払えなくなってしまいます。そのためにも基金の確保が必要です。

委員：基金として、ある程度積み上げる部分も見込んだうえで徴収することになるということでしょうか。

事務局：それが理想です。しかし、県への納付金分も賄うことが難しい現状であるため、基金の積み立て分も徴収することは非常に難しいです。

委員：市の財政も厳しいということは承知しており、国保は国保でしっかり考えていかなければ、市のほかの施策にも影響するのではないかと心配です。

諮問について

会長：それでは次第の 4「諮問について」について事務局から説明してください。

事務局：「諮問について」を説明。

(委員各位 質問・意見なし)

会長：ご質問もないようですので、議事を終了し進行を事務局へお返しします。

事務局：会長、ありがとうございました。 これをもちまして、本日の国民健康保険運営協議会は終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後 3 時 20 分